



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月22日水曜日 第392号

◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ...	265
監視伝染病発生予防検査の実施.....	(畜産課) ...	265
監視伝染病の発生予防のための注射の実施(2件).....	(") ...	266
基本測量の終了の通知.....	(道路維持課) ...	266
公共測量の終了の通知.....	(") ...	266
土地改良区役員就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	266
道路の区域変更(県道広田双海線).....	(中予地方局管理課) ...	267
道路の供用開始(").....	(") ...	267
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	267
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	267
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	268

公 告

文書管理・電子決裁システム構築業務委託.....	(スマート行政推進課) ...	268
--------------------------	-----------------	-----

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	(警察本部交通規制課) ...	269
--------------------------	-----------------	-----

県議会告示

愛媛県政務活動費の交付に関する規程の一部改正.....	(議会事務局) ...	269
-----------------------------	-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第300号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する令和4年度の事業計画を、令和5年3月22日次のとおり定めた。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	東垣生地区	令和6年3月29日まで	地籍調査
	神次郎地区	"	"
	福見川地区	"	"
今治市	八町西1丁目等4単位区域	令和5年3月31日まで	地籍調査
	広紹寺町1丁目等7単位区域	"	"
	北鳥生町1丁目等7単位区域	"	"(概況調査)
宇和島市	下畑地の第13	令和6年3月31日まで	地籍調査
	高串の第11	"	"
	高串の第12	"	"
	下畑地の第14	"	"
八幡浜市	高串の第13	"	"
	諏訪崎	令和5年3月31日まで	地籍調査
	大島	令和6年3月31日まで	"
	江戸岡・松柏地区の一部	"	"

	矢野町・神宮前・松谷の一部	"	"
新居浜市	保土野の一部第2	令和5年3月31日まで	地籍調査
	芋野の一部	"	"
西条市	千町の第二・藤之石の第二	令和5年3月31日まで	地籍調査
	兔之山の第1	"	"
大洲市	菅田第8計画区	令和6年3月31日まで	地籍調査
	宇津第8計画区	"	"
	菅田第9計画区	"	"
	宇津第9計画区	"	"
四国中央市	川滝町下山・領家7	令和5年3月31日まで	地籍調査
	富郷町津根山5	"	"
	土居町上野・畑野・浦山1	"	"
	川滝町下山・領家8	"	"
松前町	金砂町小川山2	"	"
	川之江町東部埋立	"	"
	浜(新立)第2地区	令和5年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第301号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、ヨネ病、伝達性海綿状脳症等の検査を次のとおり実施する。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する 目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している その他の牛	西予市（明浜町、宇和町、野村町大野ヶ原、城川町、三瓶町に限る）
2 繁殖の用に供し、又は供する 目的で飼育している肉用雌牛	松山市、伊予市、東温市、西予市（大野ヶ原を除く野村町）
3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
4 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(3) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法

(2) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第302号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

2 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第303号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚及びいのししの範囲並びに実施する区域

実施の対象となる豚及びいのししの範囲	実施する区域
所轄の家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし	県下一円

2 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 作業期間 令和4年4月26日から
令和5年2月8日まで

3 作業地域 松山市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町

○愛媛県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（数値図化、地図情報レベル2500）

2 作業期間 令和4年6月20日から
令和5年1月31日まで

3 作業地域 四国中央市一円

○愛媛県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月22日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	能 田 陣太郎	松山市吉藤5丁目1130-1

○愛媛県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡砥部町玉谷994番2から 同町玉谷1232番まで	旧	メートル 43~102	キロメートル 0.231	
			新	6.9~32.0	0.231	

○愛媛県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡砥部町玉谷994番2から 同町玉谷1013番2まで	令和5年3月22日

○愛媛県告示第309号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	細 川 裕 貴	東温市志津川	令和5年3月1日
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	浅 山 理 恵	東温市志津川	令和5年3月1日
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	麻 生 沙 和	東温市志津川	令和5年3月1日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	廣 岡 可 奈	東温市横河原366番地	令和5年3月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	井 出 健 弘	四国中央市上分町788番地1	令和5年3月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	国民健康保険久万高原町立病院	岸 田 正 人	上浮穴郡久万高原町久万65番地	令和5年3月1日

○愛媛県告示第310号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
近藤誠司	大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成31年4月1日
藤田仁志	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	医療法人健康会石川クリニック	四国中央市上分町732番地1	令和5年2月1日

○愛媛県告示第311号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由	内科	国民健康保険久万高原町立病院	金岡光雄	上浮穴郡久万高原町久万65番地	令和5年2月1日

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

文書管理・電子決裁システム構築業務委託

(2) 業務内容

文書管理・電子決裁システム構築業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ プライバシーマークの認定又はISO27001の認証が完了していること。

エ 安定稼働の観点から、令和5年3月時点で、過去5年の間、地方自治体又はその他団体（公的企業、独立行政法人）における文書管理・電子決裁システムの受託実績が3件以上有ること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 基本要件

実績・実施体制

イ 機能要件

利便性・柔軟性

ウ 非機能要件

利用環境・各種サービス・セキュリティ

エ 価格

見積経費に基づく評価

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2286

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和5年3月22日（水）から4月7日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和5年4月7日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和5年5月2日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2286

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Document management and electronic approval system related to public documents , 1 set
- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 7 April 2023
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 2 May 2023
- (3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Smart Administrative Computerization Group , Smart Administrative Promotion Division , Digital Strategy Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2286

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1～21の 4 省略			1～21の 4 省略		
21の5	一般国道197号 <u>（八幡浜道路）</u>	八幡浜市郷1番耕地913番2か ら同市大平1番耕地374番1地 先まで			
22～122 省略			22～122 省略		

附 則

この規則は、令和5年3月25日から施行する。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年3月22日

愛媛県議会議長 渡 部 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>様式第1号(第2条関係) 議員(異動)通知書</p> <table border="1"><tr><td>省略</td><td>愛媛県議会議長</td><td>—</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	省略	愛媛県議会議長	—	省略			<p>様式第1号(第2条関係) 議員(異動)通知書</p> <table border="1"><tr><td>省略</td><td>愛媛県議会議長</td><td>印</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	省略	愛媛県議会議長	印	省略		
省略	愛媛県議会議長	—											
省略													
省略	愛媛県議会議長	印											
省略													
<p>様式第2号(第2条関係) 住所等変更通知書</p> <table border="1"><tr><td>省略</td><td>愛媛県議会議長</td><td>—</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	省略	愛媛県議会議長	—	省略			<p>様式第2号(第2条関係) 住所等変更通知書</p> <table border="1"><tr><td>省略</td><td>愛媛県議会議長</td><td>印</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	省略	愛媛県議会議長	印	省略		
省略	愛媛県議会議長	—											
省略													
省略	愛媛県議会議長	印											
省略													